

法人後見と弁護士役割

～ 弁護士との連携や弁護士法人による対応～

SIN法律労務事務所

弁護士 福島 健 太

今日お話すること

1 弁護士との連携

- ①後見業務に対し法的視点からの助言を受ける
←専門相談や法人理事から
- ②法人と共に弁護士が複数後見として対応
→弁護士が直接対応
- ③弁護士へ法的対応を依頼

2 弁護士法人による対応

弁護士個人で対応する場合との違い

1 弁護士との連携

後見業務は法的対応が少なくない

→不動産売却や入所など各種契約手続き
相続手続きなど

特に、法人で対応すべき事案は交渉が必要なことが多い

←他の親族や近隣住民などとのトラブル

※ 後見業務を進めるに際し、弁護士からの助言が有用なことも多い

←法人職員に不慣れなことを行わせるのは負担大きい

1 弁護士との連携

① 法人で法律職から助言を受けられる体制を整備

- ・専門相談会の開催

 - ← 予め対応する法律職を確保すべく人材バンク

- ・法人理事となっている法律職から助言

- ・後見業務担当者に法律職になってもらう

 - 福祉職とペアで

1 弁護士との連携

② 法人と共に弁護士が複数後見として対応

- ・法的対応が福祉的対応と比較的分かれているが、本人や親族との面談などで弁護士の対応が必要な事案

- 経済的虐待事案での財産管理など

③ 複数後見ではなく法的対応のみを依頼する場合

- ・法的対応の内容が明確で、その他に法的支援ニーズが無い場合

- 相続手続き、債務整理など

1 弁護士との連携

※ 法人後見に弁護士が関わることのメリット

- ・弁護士個人で受任するより負担少ない

- 当該弁護士が個人で受任する件数を増やせる

- ・法人後見を行う機関が存在することで当該地域の受け皿が増える

- 当該地域の専門職団体の負担が減る

cf: 弁護士と他の専門職との後見業務への認識の違い

2 弁護士法人による対応

法人化した法律事務所が法人として後見等を受任することもある

→自薦の場合や家裁からの推薦依頼の場合もある

弁護士法人が受任する事案

- ・法的な対応が必要

- ←虐待事案、対人トラブル

かつ

- ・単独での対応が困難

- ←頻回な電話、威圧的な態度

- ←複数人での対応が適当

2 弁護士法人による対応

※ 法人による対応のメリット

担当制による複数人での対応が可能

→長期間の対応、負担の大きい事案への対応

←弁護士といっても個人では負担が大きい

事務員の負担も大きい

司法書士事務所、社会福祉士の事務所でも法人で対応する
ところあり

→コスト面でも、個々で開業するより合理化できる

A decorative graphic at the top of the slide consisting of several overlapping, wavy, light blue shapes that create a sense of movement and depth against a solid blue background.

ご静聴頂きありがとうございました！